

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八千代市長 服 部 友 則
(公印省略)

市町村名 (市町村コード)	八千代市 (12221)	
地域名 (地域内農業集落名)	桑納川地区 (寺台, 高本, 桑橋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月18日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は市北西部に位置し、一級河川桑納川の両岸に展開する、比較的平坦な水田地帯である。昭和27年～30年頃に基盤整備を行っているが、5a区画で道路は狭く、営農上障害となっていた。現在、再基盤整備事業を実施中であり、令和9年の営農開始を目指している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

30a以上を標準区画のほ場として、水田の汎用化を図る。水稻単作といった水田農業から、ネギ等の野菜や飼料用米、飼料作物等の転作作物を導入した水田の高度利用を図る。また、大型機械一貫体系の作業とし、効率化や省力化を図る。個人の耕作者が離農した場合、耕作放棄地とならないように農事組合法人が担う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	35.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

県営桑納川地区土地改良事業の対象農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農事組合法人への農地集積の促進を図り、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農する農地については、積極的に活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在実施中
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
法人の雇用を推進する。 新規就農者だけではなく、既存の農業者の営農も継続できるよう関係機関と協力する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在検討中

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

なし